

埼玉県の主な青少年健全育成施策・取組について

埼玉県 県民生活部 青少年課

1 青少年健全育成施策体系

埼玉県青少年健全育成条例

《目的》

「青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする」(第1条)

《計画》

「県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定」(第4条)

子ども・若者育成支援推進法

《目的》

「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにする」(第1条)

《計画》

「都道府県は…子ども・若者育成支援についての計画を作成」(第9条)

埼玉県青少年健全育成・支援プラン

《計画期間》 令和5年度～令和9年度

《基本理念》 子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現

《基本目標と施策の方向性》

基本目標	施策の方向性
I 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援	・ 全ての子供・若者の健やかな育成 ・ 未来を切り拓く子供・若者の応援
II 困難を有する子供・若者への支援	・ 困難を有する子供・若者やその家族への支援 ・ 非行防止と立ち直り支援
III 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備	・ 子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備 ・ 子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

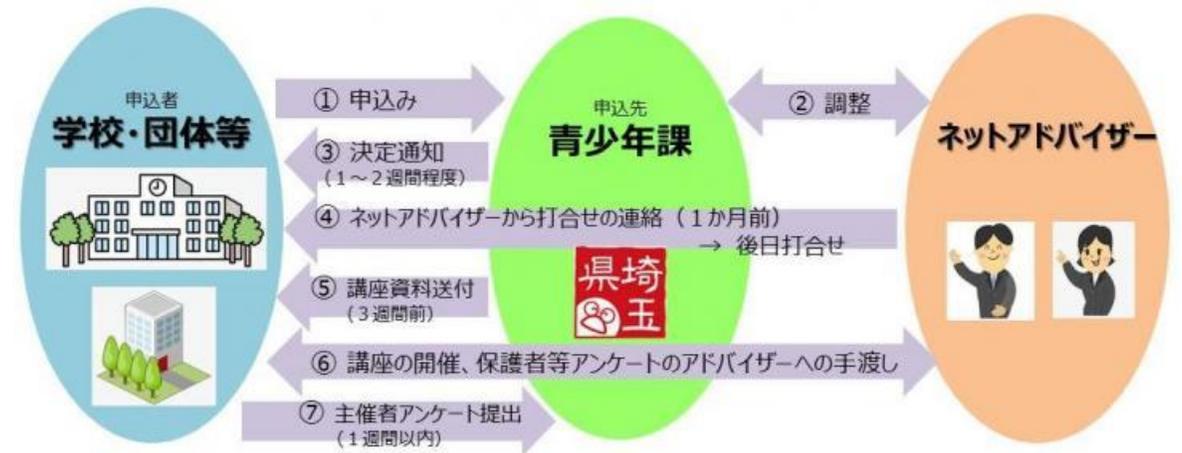
2 青少年のインターネット適正利用促進事業

【目的】

子供たちがインターネットを適正に利用できる力を身につけるとともに、保護者が子供のインターネット利用を見守り、指導できるようにするため、インターネットの危険性や保護者の役割を啓発するネットアドバイザーを小・中学校等へ派遣し、子供安全見守り講座を開催する。

【令和5年度の事業計画 (予算額：4,468千円)】

- (1) ネットアドバイザーの派遣
小中学校や幼稚園、保育園、地域の青少年健全育成団体等に派遣し「子供安全見守り講座」を実施する。
- (2) ネットアドバイザースキルアップ研修会
ネットいじめやネット依存などをテーマとした研修会を実施し、知識の更新及び資質の向上を図る。



3 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験教室

【目的】

次代を担う子供たちを対象に、企業や大学等と連携した体験活動の機会を提供し、夢の実現を支援する。

また、企業等が主体となって実施する体験活動の広報支援等を通して、体験機会の創出と機運醸成を推進する。



建築家（大工さん）



美容師

【令和5年度の事業計画（予算額：4,981千円）】

- (1) リアル体験教室（県と企業等との共同運営）
対象 県内在学在住の小学4～6年生 2,000人
児童養護施設、ジュニアアスポート教室
等の優先枠を設定
- (2) リアル体験教室プレミア（企業等による自立運営）
対象 小学生 3,000人

4 青少年相談員活動推進事業

【目的】

埼玉県青少年相談員協議会の運営の充実を図るため、同協議会に補助し、青少年相談員の自主的活動の一層の進展を図るとともに、県の課題である非行防止活動の取組について活動の活性化を図っていく。

青少年相談員

埼玉県知事が委嘱し、地域の子供たちのよき友、よき理解者となって、子供たちの健やかな成長をサポートするため様々な活動をするボランティア（原則、満18歳から満39歳まで）。

・46市町 539人（R5.4現在）



ウォーターサバイバルゲーム

【令和5年度の事業計画（予算額：1,509千円）】

- (1) 青少年相談員協議会への補助
- (2) 第29期青少年相談員を委嘱及び非行防止に関する知識及び意識の向上を図るとともに、地域における青少年健全育成活動への参加を促進する。
 - ・全体研修会の開催（年度内実施予定）



全体研修会

(参考)

埼玉県青少年相談員協議会の事業計画

- ・青少年相談員協議会主催各種研修会の開催
- ・彩の国ごみゼロ県民運動の実施
- ・総会、理事会、各種委員会等の実施
- ・広報誌の発行をはじめ、各種広報活動
- ・全県統一事業「青少年相談員のつどい」の開催
- ・地区連絡協議会及び市町村協議会の運営、充実

5 青少年健全育成条例等の施行（推奨図書）

【目的】

青少年健全育成条例の規定に基づき、特に優良と認める図書等を推奨するとともに、健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止に努める。

【令和5年度の事業計画】

(1) 優良図書の推奨

(2) 青少年課、地域振興センターによる書店、コンビニ、インターネットカフェ、携帯電話販売店等への立入調査

令和4年度 埼玉県推奨図書

乳幼児向け

びりびり あかねみどり 絵本	もしかして… もしかして… 絵本	ねんねん ころりん ねんねん ころりん 絵本
おじさんのぼうしはどいっただ？ おじさんのぼうしはどいっただ？ 絵本	チーターじまの チーターじまの 絵本	

問合せ先：埼玉県 県民生活部 青少年課 ☎48-830-2907
Eメール a2905-01@pref.saitama.lg.jp

令和4年度 埼玉県推奨図書

小学校1・2年生向け

しゅくたいがっしょう しゅくたいがっしょう 絵本	きょうりゅうレディ きょうりゅうレディ 絵本	ちきゅうのためのじかん ちきゅうのためのじかん 絵本
はじめての目覚ましはじま はじめての目覚ましはじま 絵本	だんだん だんだん だんだん だんだん 絵本	

問合せ先：埼玉県 県民生活部 青少年課 ☎48-830-2907
Eメール a2905-01@pref.saitama.lg.jp

令和4年度 埼玉県推奨図書

小学校3・4年生向け

シェパードいこうぜ! シェパードいこうぜ! 絵本	ピピリス・スターの冒険 ピピリス・スターの冒険 絵本	新しいおともだちはばいばい ジェンタンとてはく 新しいおともだちはばいばい ジェンタンとてはく 絵本
ぼくらのねこのせな ぼくらのねこのせな 絵本	二平方メートルの秘密 二平方メートルの秘密 絵本	

問合せ先：埼玉県 県民生活部 青少年課 ☎48-830-2907
Eメール a2905-01@pref.saitama.lg.jp

令和4年度 埼玉県推奨図書

小学校5・6年生向け

星の塔に住む少年 星の塔に住む少年 絵本	サマークエスト サマークエスト 絵本	りびんちゃん りびんちゃん 絵本
空から見える、あの子の心 空から見える、あの子の心 絵本	縄文の狼 縄文の狼 絵本	

問合せ先：埼玉県 県民生活部 青少年課 ☎48-830-2907
Eメール a2905-01@pref.saitama.lg.jp

令和4年度 埼玉県推奨図書

中学生向け

あしたの幸福 あしたの幸福 絵本	青いつばさ 青いつばさ 絵本	赤い糸でむすばれた姉妹 赤い糸でむすばれた姉妹 絵本
「ハーフ」ってなんですか? 「ハーフ」ってなんですか? 絵本	そらのことばが 飛んでくる そらのことばが 飛んでくる 絵本	

問合せ先：埼玉県 県民生活部 青少年課 ☎48-830-2907
Eメール a2905-01@pref.saitama.lg.jp

令和4年度 埼玉県推奨図書

高校生・青年向け

世界でいちばん幸せな男 世界でいちばん幸せな男 絵本	ペイント ペイント 絵本	空にピース 空にピース 絵本
エレジーは流れない エレジーは流れない 絵本	やさしい猫 やさしい猫 絵本	

問合せ先：埼玉県 県民生活部 青少年課 ☎48-830-2907
Eメール a2905-01@pref.saitama.lg.jp

6 いじめ問題対策

【目的】

子供のいじめ問題に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題の根絶を図るため、関係部局長で構成する「埼玉県いじめ問題対策会議」を平成24年8月に設置。さらに、平成25年12月に学校関係、法務局、児童相談所から委員を加え、「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」に基づく組織として位置付け、いじめ問題対策を推進している。

(1) 設置年月 平成24年8月10日
(平成25年12月2日 要綱改正〔委員追加〕)

(2) 組織

ア 対策会議

県民生活部担当の副知事を議長に、関係する10名の部局長、学校関係者5名及びさいたま地方法務局1名が委員

イ 幹事会

県民生活部副部長を幹事長とし、関係する15課所長、さいたま地方法務局1名で構成

【令和5年度の事業計画（予算額：1,774千円）】

(1) いじめ問題対策会議の開催

(2) いじめ重大事態への対応

いじめ重大事態が発生した際は、知事に報告するとともに、再調査が必要となった場合には、埼玉県青少年健全育成審議会に「いじめ問題の重大事態に関する再調査部会」を設けて再調査を行う。

(3) いじめ撲滅キャンペーンの実施

いじめ撲滅強調月間（11月）を中心に街頭キャンペーンを行う。また、市町村の広報紙や彩の国だよりを活用し、いじめ撲滅の啓発を実施する。

7 非行防止に関する協力団体との連携

【目的】

青少年の非行防止及び健全育成活動を推進するためには、県民や民間団体のみならず、業界団体の協力が必要であることから、県が他団体とのつなぎ役となって相互連携を図りながら環境浄化活動等を積極的に推進する。

【令和5年度の事業計画】

(1) 非行防止に関する協力団体との情報共有

青少年の非行防止及び健全育成活動を推進するため、協力団体で実施する講習会や会議に積極的に出席し、情報共有を図る。

(2) 合同キャンペーンの実施

県全体において青少年の非行防止・健全育成活動の気運を一層高めるため、協力団体の協力を得ながら、人通りの多い主要駅における合同キャンペーンを実施する。



合同キャンペーンの実施状況

8 若者支援協議会運営等事業

【目的】

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、支援団体・機関のネットワークづくり、情報共有、スキルアップを行う。



**若者支援のための
ネットワークづくり研修会**

埼玉県 上尾市

～校内居場所カフェの実践から学ぶ～
不登校や中退の予防と高校で支援者となつがる大切さ

定員 **70名**
要事前申込
参加無料

「校内居場所カフェ」という取組が全国各地で広がっています。校内に生徒が安心して過ごせる居場所や居場所を提供しながら、関係性を築き、時には生徒の悩みを寄り添い支援していく取組です。

今回は、校内居場所カフェを先進的に行ってきた特定非営利活動法人パノラマ（特定川原）理事長の石井正宏氏をお招きして、高校不登校や中退の予防、その後の関わりについて実践からご講演いただきます。また、グループでの事例検討や自由参加の質疑応答会を通して、支援者同士のつながりを深めます。

●日時 令和5年7月24日(月) 13:30～(受付開始13:00)

●場所 浦和コミュニティセンター 第15集会所
さいたま市浦和区車庫跡11-1 9F (JR浦和駅東口より徒歩1分)

●対象 埼玉県内で若者支援に関わる機関・団体の方

●講師 特定非営利活動法人パノラマ
理事長 石井 正宏 氏

令和5年度 第1回埼玉県若者支援協議会研修会

【令和5年度の事業計画

(予算額：1,678千円)】

(1) 若者支援協議会の運営

代表者会議、実務者会議、意見交換会を開催し、関係機関の情報共有、研修会の企画立案などを行っている。

所掌事務：(1) 子供・若者に対する支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
(2) 子供・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
(3) 子供・若者の支援に関する調査研究、研修及び情報発信に関すること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

設置年月日：平成30年11月9日 協議会設置要綱決裁

設置根拠等：子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項
埼玉県若者支援協議会設置要綱

構成機関数：18機関（民間支援団体、行政機関等） 座長：県民生活部県民共生局長

(2) 若者支援団体・機関職員のスキルアップ

効果的かつ円滑な連携による支援を行うため、若者支援団体・機関の職員を対象とした研修会を開催する（年3回実施予定）。

9 - 1 青少年育成埼玉県民運動

【目的】

青少年育成県民運動の推進母体として「青少年育成埼玉県民会議」が昭和41年12月に結成されて以来、県、市町村、青少年団体、青少年育成関係者が一体となり運動を展開。

県は行政の枠を越え、幅広く継続的に青少年の健全育成を推進するため、県民会議へ補助を実施。



【令和5年度の事業計画

(県補助金額：3,500千円)】

- (1) 少年の主張埼玉県大会
令和5年8月20日(日) さいたま共済会館
- (2) インターネット対策及び非行防止のための普及・啓発(補助事業)
フィルタリングの普及・啓発及び非行防止のため、リーフレットの作成・配布などによるキャンペーンを実施
- (3) 青少年育成推進団体の委嘱
 - ア 第4期青少年育成推進団体委嘱式及び全体研修会
令和5年4月20日(木) 埼玉会館小ホール
 - イ 青少年育成推進団体 64団体1,242人(令和5年5月1日現在)
 - ウ 代表推進員全体連絡会議
- (4) 青少年育成埼玉県民会議の運営
青少年育成市町村民会議や青少年団体と連携・協働し県民運動を展開
会員数224(令和5年5月1日現在)
 - ア 総会 5月29日
 - イ 理事会 5月19日、10月下旬、3月下旬
 - ウ 小委員会 5月9日、10月中旬、3月上旬



【令和5年度の事業計画】

- (5) 青少年育成埼玉県民会議表彰
長年にわたり青少年の健全育成に貢献した個人や団体を表彰
令和5年11月26日(日) 知事公館
- (6) 構成団体等への支援
県民運動活性化助成事業補助金(市町村民会議が行う事業への補助)
- (7) 家族の絆づくりの促進
毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及
・「家庭の日」ポスターコンクールの実施
・家族ふれあいキャンペーン
18歳未満の子供がいる家庭を対象に「家族ふれあいプレゼント」を実施。
- (8) 青少年非行防止パトロール活動の促進
地域の青少年育成関係者や地域住民有志などのボランティアによる青少年非行防止パトロール活動を全県的に展開する。

10 青少年健全育成条例等の施行（立入調査）

【目的】

青少年健全育成条例の規定に基づき、特に優良と認める図書等を推奨するとともに、健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止に努める。

【令和5年度の事業計画】

- (1) 優良図書 の 推奨
- (2) 青少年課、地域振興センターによる書店、コンビニ、インターネットカフェ、携帯電話販売店等への立入調査

条例に基づく立入調査等・集計結果（総括表）（令和4年度）

①有害図書等の区分陳列及び青少年購入・利用禁止表示

（第11条の2、命令違反→罰金30万円以下）（コンビニ、書店等、インターネットカフェ）

	調査店舗数	うち有害図書等を扱っている店舗	区分あり	表示あり
R4 コンビニ	98 店	3 店	1 店 (33.3%)	0 店 (0.0%)
書店等	157 店	73 店	67 店 (91.8%)	63 店 (86.3%)
インターネットカフェ	43 店	6 店	3 店 (50.0%)	4 店 (66.7%)
計	298 店*	82 店	71 店 (86.6%)	67 店 (81.7%)

*調査店舗数には、閉鎖店舗も含みます。

②有害図書等の販売時における年齢確認（コンビニ、書店等）

	調査店舗数	うち有害図書等を扱っている店舗	年齢確認実施
R4 コンビニ	98 店	3 店	3 店 (100.0%)
書店等	157 店	73 店	73 店 (100.0%)
計	255 店	76 店	76 店 (100.0%)

③深夜（午後11時～翌朝4時）における青少年の帰宅勧奨（第21条、努力義務）

（コンビニ、書店等）

	調査店舗数	うち深夜営業を行っている店舗	帰宅勧奨実施
R4 コンビニ	98 店	90 店	67 店 (74.4%)
書店等	157 店	21 店	18 店 (85.7%)
計	255 店	111 店	85 店 (76.6%)

④深夜における青少年の入場禁止表示

（第21条の2、罰金30万円以下）（インターネットカフェ、カラオケボックス）

	調査店舗数	うち深夜営業を行っている店舗	入場禁止表示実施
R4 インターネットカフェ	43 店	34 店	33 店 (97.1%)
カラオケボックス	106 店	87 店	86 店 (98.9%)
計	149 店*	121 店	119 店 (98.3%)

*調査店舗数には、閉鎖店舗も含みます。

⑤深夜（午後11時～翌朝4時）の青少年の年齢確認

（第21条の2、罰金30万円以下）（インターネットカフェ、カラオケボックス）

	調査店舗数	うち深夜営業を行っている店舗	年齢確認実施
R4 インターネットカフェ	43 店	34 店	34 店 (100.0%)
カラオケボックス	106 店	87 店	87 店 (100.0%)
計	149 店	121 店	121 店 (100.0%)

⑥インターネット利用時の青少年の年齢確認（インターネットカフェ）

	調査店舗数	うちインターネットが利用できる店舗	年齢確認実施
R4 インターネットカフェ	43 店	34 店	30 店 (88.2%)

⑦青少年のインターネット利用制限（第21条の3、努力義務）（インターネットカフェ）

	調査店舗数	うちインターネットが利用できる店舗	利用制限実施
R4 インターネットカフェ	43 店	34 店	23 店 (67.6%)

⑧携帯電話販売店（第21条の4、勧告・公表）

	調査数	回答	説明	説明書の交付	解除可	書面によるフィルタリング解除手続	申出書の保存
R4	223 件	210 件	210 件 (100.0%)	210 件 (100.0%)	186 件	185 件 (99.5%)	185 件 (99.5%)

*調査店舗数には、閉鎖店舗も含みます。

1 1 青少年セカンドチャンスの場づくり事業

【目的】

埼玉県における刑法犯少年の検挙人員は減少しているものの、再犯者率は全国より高い水準にある。

そこで、非行等の問題を抱え、自分の居場所がない少年やその保護者に対して、体験等を通じて自己に向き合い社会性を身に付けながら、自立できるよう立ち直りを支援する。



農作業体験



スポーツ活動



就労体験

【令和5年度の事業計画

(予算額：4,181千円)】

(1) 自立を促す活動の場づくり事業

ア 社会体験

県内の事業者や民間団体等の協力の下、稲刈り等の農作業、野球等のスポーツ活動、公園等のボランティア活動など、様々な社会体験活動を実施する。

イ 就労体験

県内の業界団体や経済団体等に協力をいただき、建築や飲食業等の職場実習を通じ、社会生活の基礎的能力を習得させるとともに、信頼できる大人との出会いなど就労体験活動を実施する。

ウ 学び直し支援

NPO団体等を活用して、非行少年の学力に応じ、資格取得、進学等に向けた基礎学力の習得を目指した学び直し支援を推進する。

(2) 保護者等への総合支援事業

電話相談により個々の状況に合わせた助言を行うとともに、専門家の講演や非行に同じ悩みを持つ保護者等と意見交換できる機会を提供するなど、非行少年やその保護者等を総合的に支援する。